

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当特例給付支給事由消滅処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 8 月 1 2 日付けで行った児童手当法（令和 3 年法律第 5 0 号による改正後のもの）に基づく児童手当特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり、本件処分の違法、不当を主張している。

親の所得で児童手当を支給停止するのは、憲法 1 3 条が保障する人権と憲法 2 5 条の生存権と国の社会的使命に反する。

基礎的人的控除は、憲法 2 5 条の生存権を保障するための最低生活費控除である。最低生活費部分を課税の対象外に置くことは、憲法上の要請による不可侵の事項であり、学説及び判例により証明されている。

平成 2 2 年の税制改正により、子ども手当の創設とあいまって年少扶養控除を廃止した。こども手当は年少扶養控除の代替であり、子どもの生存権を保障するといえる。現児童手当はこども手当を継承しており、よって、現児童手当に所得制限することは、子どもの人権、生

存権及び国の社会的使命に反している。

また、当初のこども手当の「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという理念のもと実施するものであり、家計の収入の如何にかかわらず確実に支給されるよう所得制限を設けないこと」との理念にも反している。先進国の制度においても所得制限を設けないことが一般的であり、日本は先進国の子育て政策とも逆行している。

さらに、国際連合児童基金 U N I C E F の掲げる子どもの権利条約（日本も締結済）の第 2 条差別の禁止に抵触する。

請求人及び請求人の子どもは国と自治体から明らかに不平等な税配分と度を過ぎた応能負担による理不尽な経済的差別を受けてきた（特例給付不支給のほか、公立高校無償化：対象外、私立高校授業料補助：対象外、特定扶養控除：高校無償化対象外にもかかわらず控除額の減額、大学の奨学金：申請の資格を有していない、高額医療費：月 2 5 2 , 6 0 0 円 +  $\alpha$ 、未来応援給付金 1 0 万円）。

累進課税で税負担が大きい世帯の子ども達をありとあらゆる子育て支援の給付から外すという制度は不公平である。少子化待ったなしの今の日本で子育て支援の国家予算を増額するべきなのに、逆に子育て世帯から特例給付を取り上げて、他の子育て支援の財源に充てるという今回の決定は著しく子育て世帯への配慮を欠いており、立法府の裁量権の濫用による不当な決定と言わざるを得ない。よって処分の取消しを強く求めると同時に納得のいく説明を求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日            | 審 議 経 過 |
|------------------|---------|
| 令和 5 年 1 0 月 3 日 | 諮問      |

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 令和 6 年 1 月 1 2 日 | 審議（第 8 5 回第 1 部会） |
| 令和 6 年 2 月 1 9 日 | 審議（第 8 6 回第 1 部会） |

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 児童手当

児童手当法（令和 3 年法律第 5 0 号による改正後のもの。以下「法」という。）4 条 1 項 1 号は、児童手当は、同号イ又はロに掲げる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するものに支給すると支給要件を定めるが、法 5 条 1 項により、法 4 条 1 項 1 号に該当する者の前年の所得が一定の額以上であるときは支給しないとし、法 5 条 1 項の所得の範囲及びその額の計算方法は、同条 2 項により政令で定めるとしている。

#### (2) 特例給付

法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等（法 5 条 1 項に規定するもの。以下単に「扶養親族等」という。）及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したもの（以下単に「児童」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、市町村（特別区を含む。）は所定の給付（特例給付）を行う旨を定める。特例給付を支給する者に係る所得上限額（法附則 2 条 1 項の括弧書きの部分）は、法改正により令和 4 年 6 月 1 日から新たに設けられた。

また、法附則 2 条 3 項は、同条 1 項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法等は、政令で定めるとする。

#### (3) 特例給付に係る所得の額、範囲及び計算方法

上記(2)の法附則 2 条 1 項に規定する政令で定める額について、児童手当法施行令（令和 3 年政令第 2 4 3 号による改正後のもの。以

下「法施行令」という。) 7 条は、扶養親族等及び児童がないときは 8 5 8 万円とし、扶養親族等又は児童があるときは 8 5 8 万円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき 3 8 万円を加算した額とするとしている。

また、法施行令 8 条は、法施行令 2 条の規定は法附則 2 条 1 項に規定する所得の範囲について、法施行令 3 条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用するとしている。

#### ア 法施行令 2 条の所得の範囲

法施行令 2 条は、法 5 条 1 項に規定する所得は、地方税法 5 条 2 項 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法 1 条 2 項の規定によって課する同法 5 条 2 項 1 号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとしている。

#### イ 法施行令 3 条の所得の額の計算方法

法施行令 3 条 1 項は、法 5 条 1 項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法 3 1 3 条 1 項に規定する総所得金額（給与所得等から 1 0 万円を控除した額）等の額の合計額から 8 万円を控除した額とするとしている。

そして、法施行令 3 条 2 項は、前項に規定する市町村民税につき、小規模企業共済等掛金の控除を受けた者については、当該小規模企業共済等掛金控除額に相当する額を控除するものとしている。

#### (4) 現況の届出

児童手当法施行規則（令和 3 年内閣府令第 6 0 号による改正後のもの。以下「規則」という。） 4 条 1 項は、児童手当の受給者は、毎年 6 月 1 日から同月 3 0 日までの間に、その年の 6 月 1 日における状況を記載した届出書（児童手当現況届）を市町村長に提出しなければならないとし、同条 3 項の規定により、令和 4 年 6 月 1 日から、市町村長は、同条 1 項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略さ

せることができるとされた。

規則 15 条により、規則 4 条 1 項から 3 項までの規定は、特例給付について準用される。

(5) 職権に基づく支給事由消滅の処理

ア 「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成 27 年 12 月 18 日付府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(令和 3 年 9 月 1 日付府子本第 884 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知による改正後のもの。以下「ガイドライン」という。)) 22 条 1 項は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとし、その職権に基づく処理を行うことができる場合として、同項 7 号に、法 5 条 1 項の所得の額が児童手当の所得制限限度額（法附則 2 条 1 項の給付の所得上限額を含む。）を超過した場合を挙げる。

ガイドラインは、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として、本件の適用に関して合理的なものと認められる。

イ 規則 10 条は、市町村長は、児童手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとしている。

規則 15 条により、規則 10 条の規定は、特例給付について準用される。

2 本件処分についての検討

(1) 令和 4 年 6 月 1 日施行の法令改正により、同年 6 月分（同年 10 月支給分）から、特例給付を支給する者について所得上限額が設けられることになった。

処分庁が、請求人の令和 4 年 6 月 1 日の現況について、規則 4 条 1 項の規定により届け出られるべき書類の内容を、同条 3 項の規定により公簿等によって確認したところ（上記 1・(4)）、請求人の令和

3 年中の所得額は 9, 8 8 5, 3 2 7 円（法定控除後）、扶養人数（扶養親族等及び児童）は 0 人であった。

特例給付に係る所得上限額は、扶養人数のない請求人の場合、8, 5 8 0, 0 0 0 円とされているところ（上記 1・(3)）、処分庁が確認した請求人の前年の所得（9, 8 8 5, 3 2 7 円（法定控除後））は、この所得上限額以上であった（児童手当に係る請求人の所得制限限度額 6, 2 2 0, 0 0 0 円以上でもある。）。

このため、処分庁は、請求人については同年 5 月 3 1 日に児童手当の受給資格が消滅したとして、本件処分通知書により請求人に通知したものと認められる（本件処分）。

- (2) 以上のとおり、処分庁が請求人の令和 4 年 6 月 1 日の現況について公簿等を確認し、請求人の所得額が法令に定める所得上限額以上であることから、同年 5 月 3 1 日をもって請求人の受給資格を消滅させた本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則ってなされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、親の所得により児童手当の支給停止をするのは、子の人権、生存権及び国の社会的使命に反していると主張するほか、請求人及び請求人の子は国と自治体から明らかに不平等な税配分と度を過ぎた応能負担による理不尽な経済的差別を受けてきたとして、公立高校無償化等の各種制度において対象外となり、かつ、税制の優遇がないことに言及する。

しかし、行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、特例給付に所得上限額を設ける等の法制度に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできない。

また、請求人は、児童手当制度に対して、意見ないしは不合理な点を主張するものと解されるが、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、児童手当に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。児童手当の支給基準の設定については、これらの法令・

基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲を超える。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹